

# 報 告 書

令和4年10月4日

会津若松市議会

議長 清 川 雅 史 殿

会津若松市政治倫理審査会

委員長 中 里 真

令和3年12月21日付けで審査を依頼された石田典男議員(以下「石田議員」といいます。)の対象行為に会津若松市議会議員政治倫理条例第4条違反があるか否かについて以下の通りご報告いたします。

## 第1 結論

石田議員の対象行為は会津若松市議会議員政治倫理条例第4条第1項第5号に違反する。

## 第2 経過について

### 1 審査会の設置

令和3年11月9日付けで会津若松市議会議員政治倫理条例(以下「条例」といいます。また以下、条例を引用する際は単に第〇条とします。)第11条の規定に基づき、第4条に規定する政治倫理基準に違反する行為があったとして議長へ審査請求書が提出されました。議長は、第12条の規定に基づき、同年12月21日に会津若松市政治倫理審査会(以下「審査会」といいます。)を設置し、次の5名を審査会委員に委嘱しました。

	氏名	委員の職	推薦団体
1	中里 真	大学教授等	国立大学法人福島大学
2	山口 大輔	弁護士	福島県弁護士会会津若松支部
3	野内 昭	人権擁護委員	若松人権擁護委員協議会
4	上杉 雅明	税理士	東北税理士会会津若松支部
5	馬場 悦之進	行政書士	福島県行政書士会会津支部

## 2 審査の経過

審査会は8回開催され、その経過は以下の通りです。

(1)第1回 令和3年12月21日(火) 出席委員5名

議 題	内 容
1 委員長及び副委員長選出	1 委員の互選により、委員長に中里委員、副委員長に山口委員が選出された。
2 会津若松市政治倫理審査会について	2 事務局より、審査会の組織及び調査、審査請求事案、政治倫理基準等について説明があった。
3 審査請求書について	3 事務局より、審査請求書及び公文書一部開示決定通知書、会津若松地方広域市町村圏整備組合に関して被請求議員が市職員に接触した内容記録、新ごみ焼却施設整備・運営事業等に係る事務調査報告書に基づき、請求内容の説明があった。
4 審査会の進め方について	4 今後の審査事項や日程について協議を行った。
5 その他	5 今後の審査会を対面にて行うことなど、確認を行った。

(2) 第2回 令和4年1月14日(金)

出席委員5名

議 題	内 容
1 審査請求内容について (1) 審査請求者からの請求内容の説明 (2) 審査会としての請求内容の整理	1 (1) 審査請求者より請求内容の説明があった。 (2) 審査請求者説明内容について、委員間で協議を行った。
2 次回の調査審議内容について	2 次回の審査事項や日程について協議を行った。

(3) 第3回 令和4年3月28日(月)

出席委員5名

議 題	内 容
1 (1) 参考人への事情聴取に係る質問項目について (2) 今後の審査会の進め方	1 (1) 参考人の確認及び参考人への質問項目について協議を行った。 (2) 今後の審査内容の確認を行った。
2 その他	2 次回の審査会の日程について協議を行った。

(4) 第4回 令和4年4月22日(金)

出席委員4名

議 題	内 容
1 (1) 参考人への事情聴取 (2) 次回の調査審議内容について	1 (1) 4名の参考人へ出席を求め、事情聴取を行った。 (2) 次回の審査事項について協議を行った。

2 その他	2 次回の審査会の日程について協議を行った。
-------	------------------------

(5) 第5回 令和4年5月23日(月) 出席委員4名

議 題	内 容
1 (1)被請求議員への事情聴取にかかる質問項目について (2)今後の審査会の進め方について	1 (1)被請求議員への質問項目について協議を行った。 (2)次回の審査事項について協議を行った。
2 その他	2 次回の審査会の日程について協議を行った。

(6) 第6回 令和4年7月5日(火) 出席委員5名

議 題	内 容
1 (1)被請求議員への事情聴取 (2)次回の審議内容について	1 (1)被請求議員へ出席を求め、事情聴取を行った。 (2)次回の審査事項について協議を行った。
2 その他	2 次回の審査会の日程について協議を行った。

(7) 第7回令和4年8月29日(月)

出席委員5名

議 題	内 容
1 (1)調査審議の取りまとめ  (2)次回の審議内容について	1 (1)これまでの調査内容の取りまとめを行った。  (2)次回の審査事項について協議を行った。
2 その他	2 次回の審査会の日程について協議を行った。

(8) 第8回令和4年10月4日(火)

出席委員5名

議 題	内 容
1 審査結果報告書の確認	1 審査結果報告書の内容等について確認を行った。

### 第3 本件の争点

- 1 石田議員が行った会津若松地方広域市町村圏整備組合が主導する新ごみ焼却施設建設(以下「本件ごみ焼却施設計画」といいます。)に関し行った、A氏(以下「a氏」といいます。)、B氏(以下「b氏」といいます。)、C氏(以下「c氏」といいます。)、D氏(以下「d氏」といいます。)への働きかけが第4条に反するかどうかです。
- 2 第4条違反を判断するに当たって、審査会では次の4点を争点として整理し、検討してきました。
  - (1) 石田議員が会津若松市職員であるa氏に対し、本件ごみ焼却施設計画に関する非公開の資料の開示を何度も求めた事実はあるか(以下

「争点1」といいます。)

(2) 石田議員が会津若松市職員である b 氏に対し、令和3年2月24日に面会を申込み、同職員について経歴を尋ね、本件ごみ焼却施設計画に関する質疑を行った事実はあるか (以下「争点2」といいます。)

(3) 石田議員が、会津若松市建設部の職員である c 氏と d 氏に対し繰り返し本件ごみ焼却施設計画について関心表明を出すことについて打診した事実はあるか (以下「争点3」といいます。)

(4) 争点1乃至争点3の事実関係の存否を踏まえて、石田議員の行為が「公正な職務執行を妨げる行為」にあたるといえるか (以下「争点4」といいます。)

#### 第4 主張の整理

##### 1 争点1について

###### (1) 請求者の主張

ア a 氏は、石田議員の対象行為があった令和元年6月頃から令和3年3月にかけて、会津若松市建設部建築住宅課長の職にあり、会津若松地方広域市町村圏整備組合新ごみ焼却施設整備・運営事項に係る事業者選定委員会 (以下「選定委員会」といいます。) の委員も兼務していました。

令和元年6月頃石田議員からの求めに応じ本件ごみ焼却施設計画の非公開資料を開示しています。

イ 令和元年9月頃、令和2年2月頃、同年8月頃、他2回に特段の理由を開示することなく、石田議員は a 氏に非公開資料の開示を求め、a 氏は資料を開示しています。

ウ 令和3年2月24日、石田議員は、事前の連絡なく業務開始直後の午前8時30分頃に、資料を持参しました。石田議員は持参した資料を基

に災害時の対応や景観について持論をお話しされました。

## (2) 石田議員の主張

時期を正確に覚えているわけではないものの、a氏に対し本件ごみ焼却施設計画の資料の開示を求め、閲覧しています。その際の方法はa氏と二人で資料を確認し内容を確認しました。資料の中には開示されにくいものがあつたことは認識していますが、閲覧を求めた資料は全て開示可能なものでした。またa氏とは何度か面会しましたが、資料開示を求めたのは1回だけです。

令和3年2月24日頃には会津若松地方広域市町村圏整備組合議会定例会常任委員会環境衛生委員会委員長報告書及び自身の見解をまとめた資料を提示するためa氏の元を訪れています。

## 2 争点2について

### (1) 請求者の主張

ア b氏は、石田議員の対象行為があつた令和元年6月頃から令和3年3月にかけて、会津若松市市民部廃棄物対策課長の職にあり、選定委員会の委員も兼務していました。

イ 令和3年2月24日、石田議員より、面会の要望がなされ、午後に面会を行うことになりました。同面会において石田議員は、選定委員会の委員の経歴と本件ごみ焼却施設計画の内容について質問を行いました。選定委員会の委員の経歴についてはb氏の学歴及び経歴を回答しています。本件ごみ焼却施設計画については、石田議員が持参した会津若松地方広域市町村圏整備組合全員協議会の資料、会津若松地方広域市町村圏整備組合議会定例会常任委員会環境衛生委員会の報告書、石田議員作成の報告書を基に、石田議員の主張について説明を受けました。

### (2) 石田議員の主張

正確な時間について記憶はないものの、同日b氏の元を訪れて、経

歴を尋ね、本件ごみ処理施設計画について自身の考えを述べました。ただし、選定委員会設置要綱第6条4項に基づく報告書として会津若松地方広域市町村圏整備組合に提出された文書には明らかな誤りがあり、信用性に疑義があります。

### 3 争点3について

#### (1) 請求者の主張

ア 石田議員の対象行為があった当時の、c氏の役職は建設部長であり、d氏の役職は建設部副部長でした。令和3年1月19日、石田議員が建設部を訪れ、本件ごみ焼却施設について日立造船が入札に参加をしているところ、会津若松市公園緑地協会に関心表明を出してほしいと依頼をしており、併せて市からも打診してほしいという内容の申し入れがなされました。対応したd氏は、同申し入れについては市の指定管理者が態度表明をすることは好ましくないと回答されました。それにも拘わらず、石田議員は繰り返し関心表明の依頼をしています。

イ 令和3年2月24日、石田議員は会津若松市建設部を訪問し、本件ごみ焼却施設計画の委員会資料が公表可能であるかとの質問を行っています。

#### (2) 石田議員の主張

詳細な時間についての記憶はないものの、各依頼は行いました。ただし、強要も高圧的な態度も取っていませんし、案件が同じものをしつこく聞くということはありません。

### 4 争点4について

#### (1) 請求者の主張

争点1乃至争点3の事実は、各聴取者からの聴取結果であり当然認められるべきものです。石田議員の一連の行為は、石田議員が各部署を訪



問した令和3年2月24日は選定委員会の前日であることから、各行為は同委員会に関し自らに有益な情報を市議会議員の立場を利用し取得しようとしたものであるから、当然に職務の公正性を害するといえます。

(2) 石田議員の主張

詳細な日時まで記憶はないものの、争点2乃至争点3のうち、面会の事実は概ねその通りです。また、争点1については訪問面会等については事実ですが、資料閲覧の回数には争いがあります。もっとも、各行動は市議会議員として市民の安全確保のために行った適正な行動であり職務の公正性を害する行為にはあたりません。

第5 認定できる事実

第16条に基づいて行った調査から、以下の事実が認定できます。

1 a氏について

(1) a氏は、石田議員の対象行為があった令和元年6月頃から令和3年3月にかけて、会津若松市建設部建築住宅課長の職にあり、選定委員会の委員も兼務していました。

(2) a氏の上記職責は市の職員としての経験を踏まえ、会津若松地方広域市町村圏整備組合の業務に従事するという関係でありました。

(3) 各資料はa氏の手元で保管されており、市の資料と会津若松地方広域市町村圏整備組合の資料を分けて保管することはありませんでした。また、各資料は非公開の資料でした。

(4) 令和元年6月頃、石田議員から会津若松地方広域市町村圏整備組合の事務所が遠いとの理由で市役所内において、本件ごみ焼却施設計画に関する資料の開示要請を受けて、石田議員に開示しました。

(5) 令和元年9月頃、令和2年2月頃、同年8月頃、他に2回、特段の理由を開示することなく、石田議員はa氏に資料の開示を求め、a

氏は資料を開示しました。

(6) 令和3年2月24日、石田議員は、事前の連絡なく業務開始直後の午前8時30分頃に、資料を持参しました。石田議員は持参した資料を基に災害時の対応や景観について持論をお話しされました。その後、a氏は持参された資料を本件ごみ焼却施設計画に関する資料と同じファイルに綴じられました。

(7) a氏の認識は、石田議員は会津若松地方広域市町村圏整備組合議会の議員も兼ねているものの、市議会議員と市職員との関係で資料の開示を行っていたというものでした。また、市職員と議員との間には立場の差があるという認識を持っていました。

## 2 b氏について

(1) b氏は、石田議員の対象行為があった令和元年6月頃から令和3年3月にかけて、会津若松市市民部廃棄物対策課長の職にあり、選定委員会の委員も兼務していました。

(2) 会津若松市職員と選定委員会の委員の職務は独立しているものの、会津若松市職員の代表として職務に従事しているとの認識でした。

(3) b氏の職責上、市議会議員から面会要望があれば、面会を受け意見を聴取することはありました。

(4) 令和3年2月24日、石田議員より、面会の要望がなされ、午後に面会を行うことになりました。

(5) 面会場所は廃棄物対策課内の執務室でした。

(6) 面会に臨んだのは、b氏と石田議員の2名のみであり、同面会において石田議員は、選定委員会の委員の経歴と本件ごみ焼却施設計画の内容について質問を行いました。

(7) 選定委員会の委員としての経歴については、b氏の学歴及び経歴を回答しました。

(8) 本件ごみ焼却施設計画については、石田議員が持参した会津若松地方広域市町村圏整備組合全員協議会の資料、会津若松地方広域市町村圏整備組合定例会常任委員会環境衛生委員会の報告書、石田議員作成の報告書を基に、石田議員の主張について説明を受けました。

3 c 氏及び d 氏について

(1) 石田議員の対象行為があった当時の、c 氏の役職は会津若松市建設部長であり、d 氏の役職は同建設部副部長でした。

(2) 令和3年1月14日に石田議員は会津若松市公園緑地協会を訪問し、南四合緑地の設備についてAEDの設置、緊急連絡対応の協力を行う旨の提案をするので関心表明を出してほしいと依頼しました。

(3) 令和3年1月15日、c 氏と他1名（d 氏以外の副部長）が建設部において、石田議員の対応を行い、石田議員からは本件ごみ焼却施設計画の入札の基準について質問がなされたものの、担当者二人では対応が困難であったため回答を行いませんでした。

(4) 令和3年1月19日、石田議員が建設部を訪れ、本件ごみ焼却施設について日立造船が入札に参加をしているところ、会津若松市公園緑地協会に関心表明を出してほしいと依頼をしており、併せて市からも打診してほしいという内容の申し入れがなされました。対応した d 氏は、同申し入れについては市の指定管理者が態度表明をすることは好ましくないと回答されました。

(5) (4) の事実があったにも拘わらず、石田議員は架電により再度関心表明を出すことについての依頼をしました。

(6) d 氏は、石田議員の行動は市議会議員という立場によるものの認識でした。

(7) 令和3年2月24日、石田議員は会津若松市建設部を訪問し、会津若松地方広域市町村圏整備組合全員協議会資料が公表可能であるかとの

質問を行いました。

## 第6 判断

### 1 争点1について

#### (1)

ア a氏は、石田議員の対象行為があった令和元年6月頃から令和3年3月にかけて、会津若松市建設部建築住宅課長の職にあり、市の代表として選定委員会の委員も兼務していました。

a氏は、令和元年6月頃石田議員からの求めに応じ本件ごみ焼却施設計画の資料を開示しました。また、令和元年9月頃、令和2年2月頃、同年8月頃、他に2回にも、石田議員は、特段の理由を開示することなく a氏に資料の開示を求め、a氏は資料を開示しています。

イ 以上に合致する a氏の供述は、本審査会の審議に先立ち聴取がなされた会津若松地方広域市町村圏整備組合議会の聴取内容から変遷がなく一貫しており、虚偽供述を行う特段の事情も認められないため、信用できます。

(2) 一方で、石田議員は、資料閲覧は1度のみである旨述べ、日時については正確に記憶がないと述べながらも、a氏の供述に沿った面会についての事実関係は認めています。石田議員も事実関係を認める面会は、a氏によればその要請時期が毎回の選定委員会が終わったすぐ後ということであり、そのことを踏まえれば、毎回非開示の閲覧要請をされて当該直近の資料を開示したとする a氏の供述は自然です。そのため、石田議員の資料閲覧が1度のみであるとの主張は採用できません。

(3) ところで、石田議員も a氏も、閲覧を求めた資料は開示されていたものと考えていたと主張されます。しかし、a氏自身も、当該資

料が対応に慎重さが求められる機密資料であったこと、閲覧を許したことに問題があったことは認めています。また、会津若松地方広域市町村圏整備組合より示された当該資料から判断すると、当該資料が非開示であったことは一見して明らかです。そのため、直接当該資料を保管していた a 氏はもとより、閲覧した石田議員においても当該資料が開示されていたものと信じていたとの主張はにわかには認められず、仮に石田議員と a 氏がそのような認識を持っていたとしても当該資料が非開示資料であったという事実は揺るぎません。

(4) よって、石田議員が会津若松市職員である a 氏に対し、本件ごみ焼却施設計画に関する非開示の資料の開示を何度も求めた事実があったと判断します。

## 2 争点 2 について

### (1)

ア b 氏は、石田議員の対象行為があった令和元年 6 月頃から令和 3 年 3 月頃にかけて、会津若松市市民部廃棄物対策課長の職にあり、市の代表として選定委員会の委員も兼務していました。

令和 3 年 2 月 24 日、石田議員より、面会の要望がなされ、午後に面会しました。同面会において石田議員は、選定委員会の委員の経歴と本件ごみ焼却施設計画の内容について質問を行いました。選定委員会の委員の経歴については b 氏の学歴及び経歴を回答しています。本件ごみ焼却施設計画については、石田議員が持参した会津若松地方広域市町村圏整備組合全員協議会の資料、会津若松地方広域市町村圏整備組合定例会常任委員会環境衛生委員会の報告書、石田議員作成の報告書を基に、石田議員の重要と考える事業者の主張について説明を受けました。石田議員の発言自体に威圧は感じられないものでした。

イ 以上に合致する b 氏の供述は、本審査会の審議に先立ち聴取がな

された会津若松地方広域市町村圏整備組合議会の聴取内容から変遷がなく一貫しており、虚偽供述を行う特段の事情も認められないため、信用できます。

(2) 一方で、石田議員も日時については正確に記憶がないとしますが、b氏の供述に沿った事実関係を認めております。石田議員はb氏が選定委員会設置要綱第6条4項に基づく報告書の記載のうち、石田議員が発言したとされる部分の一部に誤りがあることを指摘して選定委員会設置要綱第6条4項に基づく報告書全体の信用性に疑義を唱えますが、指摘された発言部分に誤りがあるとしてもそのことをもって選定委員会設置要綱第6条4項に基づく報告書全体の信用性や第6-2(1)イで示した評価に影響を与えるものではなく、本審査会でb氏が石田議員に有利な供述を行っている点に照らしてみても、第6-2(1)ア記載の内容を覆すものとはいえません。

(3) よって、石田議員が会津若松市職員であるb氏に対し、令和3年2月24日に面会を申し込み、同職員について経歴を尋ね、本件ごみ焼却施設計画に関する質疑を行った事実はあったものと判断します。

### 3 争点3について

#### (1)

ア 石田議員の対象行為があった当時の、c氏の役職は会津若松市建設部長であり、d氏の役職は会津若松市建設部副部長でした。

イ 石田議員は、令和3年1月19日に会津若松市建設部に対し、建設部に訪問する5日前の令和3年1月14日に会津若松市公園緑地協会に対して、南四合緑地の設備についてAEDの設置、緊急連絡対応の協力を行う旨の提案をするので関心表明を出してほしいと依頼している中で、併せて市からも打診してほしいという内容の申し入れがなされました。対応したd氏は、同申し入れについては市の指定

管理者が態度表明をすることは好ましくないと回答されました。その際、石田議員からは正式なものでなくてもよいから何らかの文書を出してほしい旨伝えられ、それも断っています。さらに、同19日、会津若松市公園緑地協会からも関心表明は出さない旨の結果が石田議員へ伝えられましたが、それにも拘わらず、石田議員は、再度建設部への架電によってなぜ関心表明を出せないのか、出せない基準は何かを問い質しました。

ウ 以上に合致する d 氏の供述は、本審査会の審議に先立ち聴取がなされた会津若松地方広域市町村圏整備組合議会での d 氏の聴取内容から変遷がなく一貫しており、c 氏の供述内容もそれと一致しています。また、両名ともに虚偽供述を行う特段の事情も認められないため、信用できます。

(2) 一方で、石田議員は同様の案件についてしつこく聞くようなことはしていないと主張します。しかし、本審査会では石田議員自身が、普段からおかしいと感じることがあった場合には、確認にしばしば建設部を訪れることがあったとも供述しています。この供述に照らせば、d 氏、c 氏の供述する内容は、石田議員の供述する日常的な行動と矛盾するものではありません。また、建設部、会津若松市公園緑地協会双方から関心表明を出すことはできないと回答された後にも再度建設部にその理由を問い合わせる行為は、繰り返し関心表明を出すことについて打診したと評価せざるを得ません。

(3) よって、石田議員が、会津若松市建設部の職員である c 氏と d 氏に対し繰り返し本件ごみ焼却施設計画について関心表明を出すことについて打診した事実はあったと判断します。

#### 4 争点4について

(1) 上記「第6判断 1乃至3」の通り、争点1から争点3までの事

実はいずれも認められるものと判断しました。ここでは、そのことを前提にして石田議員の行為が「公正な職務を妨げる行為」にあたるかを検討します。

(2)

ア まず石田議員の対象行為がなされた当時、a氏は会津若松市役所職員の地位にありました。一方で、石田議員は会津若松市議会議員の地位にありました。a氏は本審査会の聴取において、石田議員の各行為はa氏と石田議員との市職員と市議会議員という関係があったためとの認識を示しています。

イ a氏は、令和元年6月頃、令和元年9月頃、令和2年2月頃、令和2年8月頃、他2回の計6度に渡って石田議員に非開示資料を閲覧させていますが、このうち、令和元年6月頃を除く5回については、特段の理由を開示することなく、石田議員から資料の開示を求められたものです。通常市役所内で保管する非公開扱いや機密資料を同職員が何ら理由なく開示するとは考えられません。そのため、同職員をして資料を開示するとの判断に至る理由があったと見るべきです。この点、a氏は、市職員と議員との間には立場の差があるという認識を述べていることから、石田議員の会津若松市議会議員という立場が影響したものと考えられます。

したがって、石田議員は会津若松市議会議員という立場があったからこそa氏に本件ごみ焼却施設計画に関する資料の開示を求めることができたといえます。

ウ また、令和3年2月24日、石田議員は、事前の連絡なく業務開始直後の午前8時30分頃に、持参した資料を基に災害時の対応や景観について持論をお話しされています。a氏は、そこで訴えられた話の内容が重要であるとの意識を共有し、資料は本件ごみ焼却施設



計画に関する資料と同じファイルに綴じられたということです。この資料保管については、会津若松市にも会津若松地方広域市町村圏整備組合にも特に報告をしていません。

エ これら a 氏への石田議員の行為が、公正な職務を妨げる行為といえるかについては、まず開示された資料が通常開示が認められていないものであることに加え、日常業務の中で市議会議員と市職員との間に立場の差を認識しているような職員に対し、何ら理由を示すことなく保管する機密性の高い資料の開示を要請すること自体、正当な職務行為を侵害しうる行動です。

令和3年2月24日の意見表明については、同日は選定委員会の前日であり、同訪問行為で重要性を訴えられた内容について a 氏も重要との認識を持ったということであり、このことは会津若松市役所の代表者として選定委員会に出席する a 氏の会津若松市職員として活動する職務の公正性を害しうる行動です。

オ これらについて、石田議員は各資料の開示及び意見表明は過去の施設の設備内容と比較して適正な資料が作成されているのかを確認することが目的で、ひいては市民の安全を確保するための行為であり市議会議員としての職務として正当なものであったとします。しかし、会津若松市議会議員として会津若松市の職員に対し、非公開の資料の開示を要望することは、正当な議員活動として評価できるものではなくその主張を認めることはできません。そもそも、a 氏は石田議員の他には資料の開示・請求をした市議会議員はいないとも述べており、このことから一連の行為は特異な行動であったといえます。

また、選定委員会の前日である令和3年2月24日に a 氏の元を訪問して意見を述べることは、会津若松市役所の代表者として選定

委員会に出席する a 氏の会津若松市職員として活動する職務について多大なる影響を与えるものであり、実際に a 氏の認識に影響を与えていることを踏まえれば、正当な議員活動と評価することはできません。

カ よって、石田議員の a 氏にする各行為は公正な職務を妨げる行為と認められます。

(3)

ア 石田議員は令和3年2月24日に b 氏の元を訪れ、b 氏の経歴や本件ごみ焼却施設計画について自らの意見を述べております。

イ 石田議員は、b 氏が選定委員会の委員としての適格性を確認するために尋ねたとされますが、正規の手続きを経て選ばれている委員に対し、石田議員が適格性を判断したいとの理由で経歴を確認すること自体適正な行為とは評価できません。さらに、同日は選定委員会の前日であり、同訪問が会津若松市役所の代表者として選定委員会に出席する b 氏の会津若松市職員として活動する職務の公正性を害しうる行動です。

ウ 一方で石田議員は、意見表明は施設において市民の安全を確保するための行為であり市議会議員としての職務として正当なものであったとします。確かに b 氏自身も石田議員が市議会議員の立場で、様々な意見等を市に述べることは問題ないこと、実際本件訪問も課長として意見を伺うという考えであった旨供述しているところからも、一般論としては認められます。しかし、選定委員会の前日である令和3年2月24日に b 氏の元を訪問した際、b 氏は、石田議員からおのずと翌日の選定委員会で扱われる特定事業者のプレゼンの特徴に合致するような形での要望が伝えられたと述べています。そもそも、本件行為の背景に、市議会議員の立場があることで

面会しやすくなった側面があることは石田議員も認めています。このように市議会議員の立場を利用し、しかも敢えて選定委員会の前日に選定委員会の委員である b 氏のもとを訪問することは、会津若松市役所の代表者として選定委員会に出席する b 氏の会津若松市職員として活動する職務について多大な影響を与えるものであり、正当な議員活動と評価することはできません。

エ よって、石田議員の b 氏にする各行為は公正な職務を妨げる行為と認められます。

(4)

ア 石田氏は、令和3年1月14日に会津若松市公園緑地協会に対し、本件ごみ焼却施設計画に関する関心表明の打診を行うために訪問しています。

イ この点について、令和3年1月19日に関係部署ではない建設部に対しては会津若松市公園緑地協会が関心表明を出すように打診する行為は、権限外行為の実行を要求するものであり正当なものとはいえません。そもそも、その場で要望は正式に断られたうえ、なんらかの意思表示をする文書であっても出せない旨回答されているにもかかわらず、再度架電して翻意を促したという一連の行為に d 氏は圧力を感じたとも述べています。そのため、石田議員の行為は職務の公正な職務を妨げる行為と認められます。

ウ この点についても石田議員は、市役所の対応でおかしいと思うところに対しては主張し、様々な確認に何度も市役所を訪れることがあると述べ、さまざまな事案のついでに話をするがあること、石田議員が自信をもって対応して市役所を正した成果が何度もあるなどと述べ、本件も正当な議員活動と主張します。しかし、権限を有さない部署への要望は正当と評価できないことは述べたとおりで

す。また、石田議員は、強要も高圧的な態度も取らず、詳しい者に回答を得ればもはや追加の要請はしないと述べています。しかし、石田議員の主張からは、市職員に一定の影響力を及ぼそうとする考え方が見てとれ、明確に断られているにもかかわらず架電をして理由を質す行為は、その議員としての地位を考え合わせれば一般的に圧迫性を感じさせうると考えるのが自然です。

- (5) よって、争点1乃至争点3での判断も踏まえ、石田議員の各行為は「公正な職務執行を妨げる行為」にあたる行為であったといえると判断します。

以上